

ダイワロイヤル株式会社

熊本県公告第 874 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営弥次第二地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営弥次第二地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年12月5日から平成15年1月9日まで
- 3 縦覧場所
八代市役所

熊本県公告第 875 号

平成14年7月30日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー水前寺店
熊本県熊本市水前寺一丁目17番29号
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年12月4日から平成15年1月3日まで

熊本県公告第 876 号

平成14年8月12日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニー桜木店
熊本県熊本市花立一丁目116番ほか
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、生活環境上の問題が生じた場合は、地域住民の理解を得ながら対策を講じるなど誠意を持って必要な措置をとるよう努めること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成14年12月4日から平成15年1月3日まで

熊本県公告第 877 号

平成14年8月19日に提出された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年12月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新外ショッピングセンター
熊本県熊本市新外二丁目2861番1ほか
- 2 市町村意見の概要
届出に対する意見はないが、設置者は、変更後においても、当該大規模小売店舗が周